

## 佐久大学・佐久大学信州短期大学部教員研究費に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人佐久学園の設置する学校に勤務する専任の教員の研究費（以下「教員研究費」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (種類)

第2条 教員研究費の種類は、基盤研究費、学内助成研究費、学長裁量研究費とする。

2. 基盤研究費は、教員の研究テーマに基づく研究を支援すると同時に、日常的な研究活動を広く支援する研究資金とする。
3. 学内助成研究費は、教員個人またはグループでの研究テーマに対して、年度ごとに募集をかけて、審査のうえ助成する学内競争的研究資金とする。
4. 学長裁量研究費は、①学外の競争的研究資金に応募した意欲的な研究課題などに対して、補助的、奨励的に助成を行う研究資金、②学長が特にその必要性と意義を認めた研究に対して個別に助成を行う研究資金の二つとする。

### (対 象)

第3条 教員研究費の交付を受けることができる者は、原則として、専任の教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

2. 学長が特に必要と認めた時には専任教員以外の教職員を含めることもできるものとする。

### (基盤研究費の配分)

第4条 毎年支給する基盤研究費の基本額は、専任教員のうち講師以上は一律25万円、助教20万円、助手は15万円とする。

2. 基盤研究費の基本額は、学長が、理事長と協議の上、学園の財務状況を勘案して、2年度ごとに定める。

### (学内助成研究費)

第5条 学内助成研究費は、年度当初に募集し、応募のあった研究課題について、学長が組織する審査会議において、助成の審査を行う。

2. 学内研究助成にかかる研究領域、募集の手続き、助成額等は「募集要綱」において定める。

### (学長裁量研究費)

第6条 学長裁量研究費による助成は次の二つとする。

1. 科研費の審査で選考にもれた研究課題のうちB評価であったもの、および、民間の研究ファンドに応募して選考にもれたもので学長が特に必要と認めた研究課題に対し、研究奨励金として一課題20万円を上限として助成する。
2. 学長が、特に、その必要性と意義を認めた教職員の研究に対して個別に助成を行うものについては、助成額は学長の裁量とする。

### (助成研究年度)

第7条 基盤研究費および学長裁量研究費①の助成期間は、4月から翌年3月までの一年度、学内助成研究および学長裁量研究費②は当該課題の掲げる研究期間とする。

(研究成果)

第8条 基盤研究費に基づく研究成果は、年度ごとに教員が提出する教員業績報告書に記載するものとする。

但し、学長が必要とみとめた場合には、これに換えて別途、成果報告を求めることがある。

2. 学内研究助成および学長裁量研究費に基づく研究は、研究年度の終了後に成果物を学長に提出するものとする。但し、研究が中止、中断した場合には、その旨を学長に報告する。

(研究費の執行および管理)

第9条 教員等は、教員研究費の執行および管理においては、「学校法人佐久学園研究費の運営・管理に関する規程」および「研究費取扱い要領」に基づいて、適切かつ透明な執行・管理に努めなければならない。

(その他)

第10条 特別任用教員の基盤研究費については、学長が理事長と協議の上、支給の有無も含めて、個別の契約において定める。

(補 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、「研究費取扱い要領」等、本規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、教授会の意見を聞いて、学長が行う。

附 則

- 1 学校法人佐久学園教員研究費規程（平成20年4月1日）は廃止する。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から改定施行する。